藤枝市ふるさと産品創出支援事業費補助金事業者提案募集要項

　藤枝市（以下「市」という。）では、新たな地場産品の創出や既存の地場産品の生産強化等（以下「魅力的な地場産品の創出等」という。）が地方創生に果たす役割の重要性に鑑み、本市の地域特性を活かした魅力的な地場産品の創出等の促進を図り、もって地域の活性化、産業振興及び雇用の促進によって市民生活の質の向上に資することを目的に、ふるさと納税制度の仕組みを活用したクラウドファンディング等（以下「ＣＦ等」という。）による資金調達を実施し、「地場産品創出支援事業」に取り組みます。

この事業について、本市での効果的・発展的な事業展開を目標として、魅力的な地場産品の創出等のための事業者提案を次のとおり募集します。

事業名：ふるさと産品創出支援事業

１　提案募集に係る事項

（１）概要

市は、地域の活性化、地場産業の振興及び雇用の促進によって市民生活の質の向上に資することを目的に、魅力的な地場産品の創出等に取り組む事業者等に対し、補助金により支援を実施します。

魅力的な地場産品の創出等を希望する事業者等からの提案を公募し、魅力的かつ安全で安心な質の高い地場産品の創出、採算性等について審査します。

採択された事業提案については、市がＣＦ等による寄附を募集します。

募集期間内に寄附の目標金額（以下「寄附目標額」という。）を達成すれば、市は、市地場産品創出支援事業補助金交付要綱の規定により、事業者へ補助金を交付します。

採択事業者は、当該補助金を活用して提案事業を市内等で実施していただきます。起業や新規事業をスタートさせたい、もっと多くの人に商品を知ってもらいたい、提供していきたい、そんな方々の背中を押させていただき積極的に支援していきます。

（２）補助金額

交付する補助金はＣＦ等により資金調達し、寄附額の10分の４を交付します。

ＣＦ等による寄附額の10分の４が、地場産品の創出に係る必要経費のうち補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の２分の１に達した場合、補助金を交付します。

（＝寄附目標額（補助対象経費の1.25倍）に達した場合）

寄附目標額に達しなかった場合であっても、市との協議により補助金を交付する場合があります。（補助対象経費と補助金の差額分を自己資金により補完し、事業実施する場合など）

（３）補助限度額

寄附目標額を超えた場合は、補助対象経費の額の範囲内で補助金を交付します。

補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

（４）補助対象経費

＜補助事業＞

新規及び既存の地場産品の生産、製造及び加工に要する施設・設備等に関するもの

＜補助対象経費＞

ア　工場・作業場等の建物取得に係る建設費

イ　建物付帯設備の整備又は取得に要する経費

ウ　地場産品創出に要する構築物の取得及び機械装置等の取得に係る経費

エ　施設・設備の撤去に係る経費

オ　建物賃借による増改築費

カ　消耗品費（現地調査時に確認できるものに限る。）

キ　備品購入費（地場産品創出に要するものに限る。）

ク　委託費（地場産品創出に要するものに限る。）

ケ　外部評価費（地場産品創出に要するものに限る。）

コ　その他新たな地場産品創出に必要と認める経費

＜備考＞

公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、交際費、土地の造成費、土地の購入費、その他社会通念上不適切と認められる費用は除く。

＜留意事項＞

ア　補助金交付事業により創出された地場産品は、寄附者に対する返礼品として提供していただきます。返礼品調達の費用は、別途市が負担します。

イ　補助金申請にあたり、税の滞納のないことの証明や法人の場合は関連資料等、必要な書類を添付いただきます。

ウ　補助金額を超えた金額は事業者負担となりますのでご留意願います。

エ　補助金交付後に交付対象事業が、完了予定日までに事業の履行が見込めない場合などは、既に交付した補助金額の全額もしくは一部を返還いただきます。ただし、相当の理由が認められる場合は、協議するものとします。

オ　補助金の交付事業はいかなる事情があっても、事業の開始から５年間は事業を継続する義務を負います。

カ　補助金交付後５年間は市の求めに応じ、事業報告等、必要書類の原本を提出する義務を負います。

キ　本市の他の補助制度の対象となる事業については、補助対象外とします。

ク　収入として「他団体等補助金・助成金」、「協賛金」などが計上される事業について、市の補助金が補助対象経費に対して二重交付や過払いとならないよう、市の補助金を調整し交付する場合があります。

（５）補助対象者

ア　藤枝市ふるさと納税推進事業実施要綱（令和６年藤枝市告示第181号）の規定に基づき、参加承認の決定を受けた者

イ　新たに創出した地場産品を、市のふるさと納税の返礼品として登録する意思を有する者

ウ　市内に事業所等を有する、又は開設を予定する者で、交付決定の日から５年以上継続して補助事業を行う意思を有する者

２ スケジュール（予定） ※変更する場合があります

　事業実施・補助金を検討する場合、書類作成前に一度ふるさと創生推進室へご連絡いただきますようお願いいたします。

（１）提案書類提出　　　　随時

（２）提案審査　　　　　　提案書類提出後14日以内

（３）提案結果通知書　　　提案書類提出後14日以内

（４）ＣＦ等開始　　　　　提案採択後（ＣＦ等実施期間は市との調整により変動）

（５）補助金交付申請※１　目標額を達成した日又はＣＦ等が終了した日のいずれかの日から

30日以内

（６）交付決定※１　　　　交付申請後14日以内

（７）事業開始※２ 　　　 交付決定後

※１　目標額が早期に達成した場合、補助金交付申請、交付決定の前倒しも可能

※２　事業の効率的な実施、またはやむを得ない事情がある場合、事前着手届を提出したうえで交付申請から交付決定の間に事業に着手することも可能

３　企画提案公募参加資格

（１）中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第２条第１項各号に掲げる個人、法人

（２）自らが事業の実施主体である個人、法人

（３）市内に本社、支社、営業所等の拠点が立地（立地予定含む）し、地場産品を生産、製造、付加価値を伴う加工等を行う個人、法人

（４）代表者が藤枝市暴力団排除条例（平成24年10月９日条例第40号）第２条に規定する暴力団員及び暴力団員等ではない者

（５）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない個人、法人

（６）会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きしていない個人、法人

（７）税（国税及び地方税）を完納（納税猶予等の措置を受けている場合を除く。）している個人、法人

（８）宗教活動や政治活動を目的としていない個人、法人

（９）要項の配布時から補助金交付決定までに市から資格停止の措置を受けていない個人、法人

４　応募要項の配布及び提出

（１）配布場所：藤枝市のＨＰにて配布、ふるさと創生推進室（藤枝市役所東館４階）にて配布

（下記のＵＲＬからダウンロードしてください）

<https://www.city.fujieda.shizuoka.jp/soshiki/kikakuzaisei/furusato_sousei/boshu/25299.html>

（２）資料の提出：企画提案書及び添付文書　正本１部　副本４部

（３）提出場所：企画創生部ふるさと創生推進室

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番１号　藤枝市役所東館４階

（４）提出方法：土日祝日は除く午前９時から午後５時の間に、提出書類を直接「（４）提出場所」

まで持参又は郵送してください。

（６）企画提案に関する留意事項

ア　複数の提出の禁止

同一の個人、法人が、同時期に複数の申請をした場合は、失格とします。

イ　応募内容の変更禁止

応募（提出）された書類の変更は原則としてできません。ただし、市が補正等を求めた場

合は除きます。

ウ　虚偽の記載に対する取扱い

応募（提出）された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

エ　応募（提出）された書類の取扱い

応募（提出）された書類は、いかなる理由に関わらず、返却に応じません。

オ　選考結果の疑義

一切認めません。

カ　著作権の取扱い

提出書類に含まれる著作物の著作権は、提出者に帰属します。

キ　提出書類の複製等

提出された書類は、業者選考の目的の範囲で複製することがあります。なお、提出された

書類（複製した書類を含む）は業者選定以外の目的で使用はしません。

ク　守秘義務

本企画提案の参加不参加を問わず、本業務において知り得た情報は、本業務の目的外に使

用し又は第三者に開示もしくは 漏洩してはなりません。また、本業務への関わりが無くなり

次第、市から配布された資料がある場合は返却し、その他知り得た情報については、適切に

廃棄してください。

５　質疑応答

本要項の内容（業務及び企画提案に関するものを含みます。）に不明な点がある場合は、次の方法で提出してください。

（１）提出方法

「様式２質問書」により、電子メールに添付の上、下記アドレスまで提出してください。

なお、「件名」の初めに必ず「【質問：地場産品創出支援事業】」と明記してください。

※電子メールアドレス：[furusato@city.fujieda.lg.jp](mailto:furusato@city.fujieda.lg.jp)

（２）回答方法

質問書提出後、１週間以内に回答いたします。

（３）その他

「３ 企画提案参加資格」に該当しない方からの質問、指定した方法以外での質問につきまし

ては、一切受け付けしませんのでご注意ください。

また、公平な企画提案公募の審査を行うため、審査基準にかかる内容及び他の提案者等に関

する内容の質問についても、一切受付けしませんので、併せてご注意ください。

６　ＣＦ等について

（１）事業採択

事業提案の選考の結果、採択された提案について、市においてＣＦ等を民間のサイト等にて実施します。

（２）補助金額の算出

提案時に提出された補助対象経費の概算見積書の額より算出します。

※但し、当該プロジェクトの寄附目標額を達成した場合のみ支援いたしますので、くれぐれもご留意ください。（ただし、未達成であっても、市と協議の上、事業を実施する時は交付する場合があります。）

（３）補助金の支払い

補助金の支払いについては、補助金交付要綱に基づき、目標額達成後、又はＣＦ等終了後、協議の上、当該事業者（以下「補助事業者」という。）からの補助金交付申請により交付決定、補助金支払いを予定しております。

実績払いを原則としますが、経済的な事情など事業を達成するため、完了前に補助金を交付する必要があると特に認める場合は、補助金の全部又は一部を概算交付します。補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

（４）その他

ＣＦ等において、補助金交付事業により作られた地場産品を寄附者に対する返礼品として提供していただきます。ただし、返礼品調達の費用は、別途市が負担します。

７　補助に関する留意事項

（１）損害賠償

当該補助事業の遂行中に、補助事業者が市又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに市にその状況及び内容を報告してください。また、損害賠償の責任は補助事業者が負うものとします。

（２）事故

当該補助事業の遂行中に事故があったときは、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに市に報告しなければなりません。

８　提案募集の停止・中止又は取消し

市の施策方針変更や緊急等やむを得ない理由により、提案募集を実施することができない場合、停止・中止又は取消すことがあります。この場合、提案者において損害が生じても、本市はその損害について一切負担しません。

９　企画提案書の作成

企画提案書の作成は、この要項に記載する事項を十分に理解した上で、次の要領で作成してください。

（１）共通事項について

ア　企画提案書の提出は、当該事業に対し、個人・法人とも１点とします。

イ　企画提案書の提出書類は、企画提案書及び「提出書類」に記載する書類とします。

ウ　日本産業規格（ＪＩＳ）Ａ４用紙を使用します。

エ　企画提案書の表紙（様式１）には、表題及び個人もしくは事業者（団体）名、代表者名、提

出年月日、連絡先（担当者氏名・所属部署・会社所在地・電話番号・ＦＡＸ番号・電子メール

アドレス）を記載してください。 なお、企画提案書の表紙に記載する表題は、「地場産品創

出支援事業」とします。

オ　企画提案書（添付資料を除く）は、30ページ以内で提出してください。

カ　紙媒体により正本１部、副本４部作成してください。

キ　使用言語は、日本語で、簡潔かつ明瞭に記述してください。

ク　企画提案内容によっては、補足説明等を求めることがあります。

（２）企画提案書の構成について

企画提案書の構成は、次の審査項目及び審査基準の内容に則って作成してください。

１０ 審査方法及び審査基準

（１）審査方針について

応募書類の審査は、次の審査基準に基づいて提案の内容等を審査、選定し、選定事業者を決

定します。ただし、審査結果が一定の基準に満たない場合は、採択しないことがあります。

また、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

（２）審査方法について

下記の審査基準に基づき書面審査を実施し、基準点を超えた事業者から選定します。

（３）審査項目及び審査基準について

審査は提出された提案書に基づき、次の項目及び基準により実施します。

※記入漏れ・誤記・表現の誤り等があった場合でも、提出された書類で審査しますので、提出前に必ず誤りがないか等、十分に注意してください。

○審査項目及び審査基準

　各事業分野の審査項目は以下のとおり。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 審査内容 | 配点 |
| 提案者について | ・実施体制、実績 | 10点 |
| 提案内容について | ・独創性、新規性、市場性、成長の可能性  ・優位性、実現性  ・社会貢献  ・経済波及効果  ・法的な問題  ・ふるさと納税の返礼品としての可能性 | 50点 |
| 資金・収支計画について | ・収益性  ・資金計画 | 30点 |
| 事業提案金額について | ・費用積算 | 10点 |
| 合　計 | | 100点 |

　※合計60点以上で選定候補者とします。